

機能アップガイド

Ver.4.20



基礎控除・給与所得控除の見直しに対応	2
特定親族特別控除の創設に対応	2
扶養親族等の所得要件の改正に対応	11
令和6年入居の住宅ローン控除の改正に対応	11
退職所得の源泉徴収票の改正に対応	14

● 基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に反映されます。

○基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	48 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円

○給与所得控除の見直し

55万円の最低保障額が65万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 % - 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 % + 8 万円	

上記に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

参 考

特定親族とは、居住者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族で、合計所得金額が58万円超123万円以下（収入金額が123万円超188万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が58万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、合計所得金額が58万円超100万円以下（収入金額が123万円超165万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和8年1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

参 考

合計所得金額が100万円超123万円以下（収入金額が165万円超188万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円
120 万円超 123 万円以下 (185 万円超 188 万円以下)	3 万円

当製品では、以下のメニューが変更されます。

[扶養控除等異動申告書]メニュー

[扶養控除等異動申告書 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで印刷対象に「令和8年」を選択すると、新様式の「令和8年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」が印刷できます。源泉控除対象親族が特定扶養親族または特定親族の場合は、「特定扶養親族・特定親族」欄の該当箇所にチェックが付きます。

基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名

100000 山田 一郎 <左様>

社員番号欄 2025年分

基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除

【基礎控除】		提出区分	提出あり	【配偶者控除等】		提出区分	提出あり
所得の種類	収入金額		所得金額	所得の種類	収入金額		所得金額
給与所得	8,600,000 円		6,650,000 円	給与所得	1,200,000 円		550,000 円
給与所得以外の所得			0 円	給与所得以外の所得			0 円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額			6,650,000 円	配偶者の本年中の合計所得金額の見積額			550,000 円
基礎控除の額			580,000 円	配偶者控除の額			380,000 円
				配偶者特別控除の額			0 円

【特定親族特別控除】				提出区分	提出あり
フリガナ	続柄	生年月日	非居住者		
氏名	住所又は居所	生計を一にする事実	所得の見積額	特定親族特別控除の額	
ヒロ子	子	平成17年 6月30日		830,000 円	630,000 円
洋朗					

【所得金額調整控除】		提出区分	提出あり
要	あなた自身が特別障害者		
件	同一生計配偶者が特別障害者		
	扶養親族が特別障害者		
	☐ 扶養親族が年齢23歳未満(平15.1.2以後生)		

特別障害者に該当する事実

扶養控除等申告書のとおり

F1 操作説明 F2 F3 F4 F5 F6 F7 F8 F9 F10 中止 F11 ガイド F12 登録

〔基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書 - 印刷条件設定〕画面の〔詳細設定〕ページの「特定親族情報」にチェックを付けると、特定親族特別控除申告書に氏名や合計所得金額が印字されます。

《 関連メニュー 》

〔年末調整〕-〔控除申告書〕-〔基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書〕メニュー

〔年末調整処理〕メニュー

〔年末調整処理〕メニューの〔所得控除等〕ページに、【特定親族特別控除情報】が追加されました。

年末調整処理

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名 100000 山田 一朗

先行入力 給与年調

所得控除等 税額控除 中途入社 家族・所得税

【保険料控除情報】

一般生命保険料	新	1	0
介護医療保険料	旧		0
個人年金保険料	新		0
生命保険料控除額	旧		0
地震保険料			0
旧長期損害保険料			0
地震保険料控除額			0
国民年金保険料			0
社保申告控除分合計			0
小規模共済出金			0

【基礎控除情報】

基礎控除申告書の提出	1	あり
基礎控除額		***,***,***

【配偶者控除等情報】

配偶者合計所得		0
配偶者控除等申告書の提出	1	あり
老人控除対象配偶者	0	対象外
配偶者控除額		***,***,***
配偶者特別控除額		***,***,***

【特定親族特別控除情報】

合計所得(\$)...		
特定親族申告書の提出	0	なし
特定親族特別控除額		0

【税額計算情報】

課税区分	1	甲種
年末調整区分	1	年調する
年末調整方法	0	給与年調
単独還付方法	0	現金

【所得金額調整控除情報】

所得調整控除申告書の提出	1	あり
所得金額調整控除額		***,***,***

参 考

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／特定親族特別／所得金額調整控除申告書]で【特定親族特別控除】を入力していた場合は、【特定親族特別控除情報】に反映されます。

「給与所得者の特定親族特別控除申告書」が提出された場合は、特定親族申告書の提出に「1：あり」を選択すると、[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます（[合計所得]ボタンをクリックしても[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面が開きます）。初期値として、処理年の12月31日時点の年齢が19歳以上23歳未満の場合は、特定親族区分に「1：対象」が表示されます。

特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が計算されます。

年末調整処理 - 特定親族合計所得

No.	氏名	続柄	生年月日	特定親族区分	特定親族合計所得	特定親族特別控除額
1	洋朗	子	平成17年 6月00日	1 対象	900,000	610,000
2	伸介	子	平成20年 1月11日	0 対象外	0	0
3	大原とし	母	昭和 9年 3月23日	0 対象外	0	0

特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「1：対象」を選択します。初期値として、19歳以上23歳未満の場合は「1：対象」が表示されます。特定親族合計所得を入力すると、特定親族特別控除額が表示されます。

参 考

[年末調整処理 - 特定親族合計所得]画面の特定親族特別控除額がある場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養親族の扶養区分は「0：控除対象外」になります。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【特定親族特別控除情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
特定親族区分	YISR001	1	数字	項目の新規追加
特定親族合計所得	YISR002	9	数字	
特定親族申告書の提出	YISR003	1	数字	
特定親族特別控除額	YISR004	9	数字	
【家族情報】				
扶養親族 1 ～ 10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【所得税情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加
【計算結果情報】				
特定親族特別控除額	—	—	—	項目の新規追加

また、[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューでも、「特定親族特別控除額」「扶養親族1～10-特定親族合計所得」が集計できます。

注 意

令和7年12月1日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

以下のように様式が変更され、当製品でも新様式に対応しました。

①「控除対象扶養親族」欄の名称が「控除対象扶養親族等」欄に変更されました。
特定親族がいる場合は、氏名と特定親族特別控除の額をもとに区分が表示されます。

表示される区分は、以下になります。

8 / 15

③「特定親族特別控除の額」欄が追加されました。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

[社員情報登録]メニュー（令和8年1月以後）

[随時処理]-[年次更新]メニューで年次更新を実行して処理年が「令和8年」になると、[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養親族の扶養区分に「5：特定」が追加されます。19歳から23歳未満の親族がいる場合は、合計所得金額に応じて、扶養区分を選択します。

なお、年次更新の際に前年（令和7年）の年末調整処理で特定親族であった場合は、自動的に「5：特定」が表示されます（年齢が23歳未満の場合）。

19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	[社員情報登録]メニューの「家族・所得税」ページの扶養区分
58万円以下 (123万円以下)	「2：特定扶養」
58万円超 100万円以下 (123万円超 165万円以下)	「5：特定」
100万円超 (165万円超)	「0：控除対象外」

【扶養人数情報】に「特定親族」欄が追加され、扶養区分が「5：特定」の扶養親族がいる場合は、「特定親族」欄と「扶養等の数」欄に人数が加算されます。

基 本 家族・所得税 中途・市町村

【家族情報】				配偶者の有無		1 配偶者あり		【本人区分情報】	
No.	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	扶養区分	障害者区分	本籍/ひとり親区分	0 対象外
配偶	301	1 女性	1969年 5月 3日	年 月 日	0 居住者	1 源泉控除配偶	0 対象外	障害者区分	0 対象外
	洋子	01 妻	1 同居					勤労学生区分	0 対象外
1	ヒロシ	0 男性	2005年 6月 30日	年 月 日	0 居住者	5 特定	0 対象外	未成年者区分	0 対象外
	洋朗	01 子	1 同居					災害者区分	0 対象外
2	シロ	0 男性	2008年 1月 11日	年 月 日	0 居住者	1 一般扶養	0 対象外	外国人区分	0 対象外
	伸介	01 子	1 同居					居住者区分	0 居住者
3	材助	0 男性	1934年 3月 23日	年 月 日	0 居住者	4 老親等	0 対象外	【扶養人数情報】	
	大原とし	03 母	1 同居					配偶者区分	1 源泉控除配偶
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	一般扶養親族	1 名
		00	1 同居					特定扶養親族	0 名
5		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	老人扶養親族	0 名
		00	1 同居					同居特別障害者	0 名
6		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	同居老親等	1 名
		00	1 同居					特定親族	1 名
7		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	0 控除対象外	0 対象外	年少扶養親族	0 名
		00	1 同居					扶養等の数	4 名

注 意

処理年が「令和7年」の間は、扶養区分に「5：特定」は表示されません。

これに伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10				
扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 (処理年が2026年以降の場合に「5：特定」を追加)
【扶養人数情報】				
特定親族	ESUP016	2	数字	項目の新規追加

◀ 関連メニュー ▶

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

当製品では、[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューで年末調整計算する際に、自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

注 意

令和 7 年12月 1 日以後に給与等の支払いがない人には、この改正は適用されません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 令和 6 年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下のようになります。

参 考

特例対象個人とは、令和6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

○夫婦のいずれかが40歳未満

○19歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当製品では、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの住宅の区分等に選択肢が追加され、以下のように変更されました。居住開始年月日や控除額適用区分、住宅の区分等の設定をもとに、住宅借入金等控除額が自動計算されます。

変更前	変更後
00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

これに伴い、汎用データの年末調整データの住宅の区分等と2回目一住宅の区分等に、選択肢（「12：特例対象個人」～「22：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人」）が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
住宅の区分等 2回目一住宅の区分等	YITS016 YITS017	2	数字	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等 12：特例対象個人 13：特例認定住宅等・特例対象個人 14：認定住宅・新築・特例対象個人 15：認定住宅・買取再販・特例対象個人 16：認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 17：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 18：ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 19：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 20：省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 21：省エネ基準適合住宅・買取再販・特

				例対象個人 22：省エネ基準適合 住宅・新築・特例認 定住宅等・特例対象 個人
--	--	--	--	---

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職所得の源泉徴収票の改正に対応

令和8年1月1日以後に提出する退職所得の源泉徴収票の改正に対応しました。

○提出範囲の変更に対応

役員だけでなく、退職手当等の支払を受けるすべての人が提出することになりました。

当製品の令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューでは、すべての人の提出区分が「1：提出する」になります。

○新様式に対応

「番号」欄が追加されました。

当製品では、令和8年分の[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニューに「番号」欄が追加されます。

初期値は空欄です。必要に応じて、「1」～「7」を入力してください。

※入力する番号については、支払内容に応じて所轄の税務署へご確認ください。

これに伴い、汎用データの退職所得の源泉徴収票データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
番号	PWRH031	1	数字	項目の新規追加

《 関連メニュー 》

- ・ [支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[支払調書データ作成]-[退職所得の源泉徴収票データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[支払調書データ受入]-[退職所得の源泉徴収票データ受入]メニュー

機能アップガイド

Ver.4.19



機能追加内容はありません。関連製品の修正に伴い更新しています。

機能アップガイド

Ver.4.17



目次

国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応	2
光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応	2

- 国税電子申告（e-Tax）の令和7年1月6日受付開始分に対応

＜＜ 関連メニュー ＞＞

[電子申告]メニュー

- 地方税電子申告（eLTAX）の令和6年12月16日受付開始分に対応

＜＜ 関連メニュー ＞＞

[電子申告]メニュー

- 光ディスクの摘要欄の記載要領変更に対応

光ディスクにより提出する給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の記載要領が追加され、当製品でも対応しました。「退職手当等を有する配偶者・扶養親族」がいる場合に、摘要欄の出力内容が変更されます。

＜＜ 関連メニュー ＞＞

- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理] - [磁気ディスク提出用データ作成] - [市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告] - [給与支払報告書] - [PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

機能アップガイド

Ver.4.16



《改正情報》	
「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応	2
「保険料控除申告書」の新様式に対応	3
[給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能	4
定額減税（年調減税事務）に対応	4
住宅ローン控除の増改築等の上限計算に対応	8
光ディスクの摘要欄の文字数変更に対応	9
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の様式変更に対応	9
《機能追加》	
搭載辞書を更新	10

《改正情報》

- 「年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応

「令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応しました。

This is a detailed form for tax reporting. It includes sections for:

- Personal information (Name, Address, etc.)
- Employer information (Company Name, Address, etc.)
- Income details (Salary, etc.)
- Spouse's information (Name, Address, etc.)
- Spouse's income details (Salary, etc.)
- Tables for determining tax status (e.g., '基礎控除の対象' - Eligible for basic exemption)
- Tables for determining income adjustment (e.g., '所得金額調整の対象' - Eligible for income adjustment)

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの【基礎控除】に「本人定額減税対象」欄、【配偶者控除等】に「配偶者定額減税対象」欄が追加されました。本人や配偶者の合計所得金額から定額減税の対象になるかが自動判定され、定額減税の対象になる場合は「○」が表示されます。

The screenshot shows the software interface for the tax reporting form. It displays the '基礎／配偶者／所得金額調整控除' menu with the following sections:

- 基礎控除**: Includes fields for '所得の種類' (Type of income), '収入金額' (Income amount), and '所得金額' (Taxable income amount). It also has a table for 'あなたの本年の合計所得金額の見積り' (Estimated total income for this year).
- 配偶者控除等**: Includes fields for '所得の種類' (Type of income), '収入金額' (Income amount), and '所得金額' (Taxable income amount). It also has a table for '配偶者の本年の合計所得金額の見積り' (Estimated total income for this year for spouse).
- 所得金額調整控除**: Includes fields for 'あなた自身が特別障害者' (Are you a special person with a disability?), '同一生計配偶者が特別障害者' (Is your spouse a special person with a disability?), and '扶養親族が特別障害者' (Is a dependent family member a special person with a disability?).

 The '本人定額減税対象' (Eligible for personal fixed-amount tax reduction) and '配偶者定額減税対象' (Eligible for spouse fixed-amount tax reduction) checkboxes are highlighted with red boxes.

※当製品では「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を出力することはできません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

● 「保険料控除申告書」の新様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応しました。

当年から申告者との続柄の記載を要しないこととされ、生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各「あなたとの続柄」欄が削除されました。

これに伴い、[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューの生命保険料控除・地震保険料控除・社会保険料控除の各続柄が削除されました。

また、汎用データの生命保険／地震保険データの以下の項目は、処理年が令和6年（2024年）以降の場合は、受け入れられなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【生命保険／個人年金】				
続柄	YPSG007	6	文字	
【地震保険】				
続柄	YPSD008	6	文字	

※処理年が令和5年（2023年）以前の場合は、受け入れられます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[生命保険/地震保険データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[生命保険/地震保険データ受入]メニュー

● [給与賞与入力]メニューで月次減税に関する金額を入力可能

[日常処理]-[給与賞与入力]メニューで、処理年が令和6年（2024年）の場合は「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」が入力できるようになりました。[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで印刷した際に、年末調整による過不足税額欄に各月の定額減税額（所得税）を印字することができません。

注 意

「減税前所得税」と「定額減税額（所得税）」は、「所得税」と同様に自動計算されません。

これに伴い汎用データの給与賞与データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
減税前所得税	DPSB014	9	数 字	処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。
定額減税額（所得税）	DPSB015	9	数 字	

◀ 関連メニュー ▶

- ・[日常処理]-[給与賞与入力]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[日常処理データ作成]-[給与賞与データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[日常処理データ受入]-[給与賞与データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 定額減税（年調減税事務）に対応

年調減税事務では、年末調整の際、年末調整時点の定額減税額に基づき、年間の所得税額との精算を行います。

当製品の変更箇所は、以下になります。

[年末調整処理]メニュー

○年末調整計算を行う際に、定額減税対象者（本人・配偶者・扶養親族）が自動判定されます。

以下の場合に、定額減税対象者になります（配偶者と扶養親族については、本人が定額減税対象者でない場合は定額減税対象者になりません）。

本人	○居住者区分が「0：居住者」 ○本人の合計所得金額が1,805万円以下
配偶者	○居住者区分が「0：居住者」 ○配偶者の合計所得金額が48万円以下（同一生計配偶者） ○配偶者の有無が「1：配偶者あり」 ○配偶者控除等申告書の提出が「1：あり」 ※ [社員情報登録]メニューの [家族・所得税] ページの定額減税区分の設定は、年末調整計算には影響ありません。
扶養親族	○居住者区分が「0：居住者」 ○扶養区分が「0：控除対象外」と「8：控除対象外で他の所得者の扶養」以外

○年末調整処理の計算結果に、年調減税額内訳と以下の項目が追加されます。

計算結果		転記元説明	
区分	金額	税額	
給料・手当等	5,655,838	36,560	
賞与等	2,032,000	19,493	
中途調整収入	0	0	
計	7,687,838	56,053	
<給与所得控除後>	5,819,054		
所得金額調整控除額	0		
<調整控除後>	5,819,054		
社会保険料等	給与控除分 1,187,458		
申告控除分	0		
控除額	小規模共済掛金 0		
生命保険料控除額	120,000		
地震保険料控除額	50,000		
配偶者（特別）控除額	360,000		
扶養親族等控除額	1,340,000		
基礎控除額	480,000		
<所得控除合計額>	3,557,458		
<課税給与所得>	2,261,000		
<< 算出所得税額 >>		128,600	
住宅借入金等控除額		0	
< 年調所得税額 >		128,600	
年調減税額		120,000	
<年調減税額控除後の年調所得税額>		8,600	
控除外額		0	
<年調年税額>		8,700	
<< 差引過不足額 >>		-47,353	

年調減税額	本人・同一生計配偶者・扶養親族の人数 × 30,000円 余白に年調減税額内訳が表示されます。 ※令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）の際に計算した月次減税額は、年調減税額に影響ありません。年末調整時点の情報で年調減税額を計算します。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	<年調所得税額> - 年調減税額がプラスの場合の金額 ※定額減税しきれた場合に表示されます。
控除外額	<年調所得税額> - 年調減税額がマイナスの場合の金額 ※定額減税しきれなかった場合に表示されます。

なお、<年調年税額>には、<年調減税額控除後の年調所得税額> × 102.1%（復興特別所得税）の金額が表示されます。

参 考
上記項目を[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニューや[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニューで集計する場合は、条件設定画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、これに伴い汎用データの年末調整データに以下の項目が追加されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【計算結果情報】				
年調減税額	YCR1018	—	—	処理年が令和6年（2024年）の場合で、「計算結果の受入を行う」を選択した場合だけ、受け入れられます。
<年調減税額控除後の年調所得税額>	YCR1019	—	—	
控除外額	YCR1020	—	—	
年調減税額内訳—本人	—	—	—	受入不可 処理年が令和6年（2024年）の場合だけ出力できます。
年調減税額内訳—配偶者	—	—	—	
年調減税額内訳—扶養	—	—	—	

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

[源泉徴収票]メニュー

摘要欄に以下の項目が出力されます。

源泉徴収時所得税減税控除済額	年調減税で控除した金額 ○年調所得税額 ≥ 年調減税額の場合 年調減税額の金額 ○年調所得税 < 年調減税額の場合 年調所得税額の金額
控除外額	年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額 ※控除しきれた場合は0円になります。
非控除対象配偶者減税有	合計所得金額が1,000万円超である居住者の同一生計配偶者分を年調減税額の計算に含めた場合に出力されます。 また、上記の同一生計配偶者が障害者の場合は、「氏名（同配）（減税有）」が出力されます。

参 考

上記項目を[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで集計する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目]ページで項目を選択してください。

また、各設定が以下に該当する外国人技能実習生の場合も、摘要欄に「源泉徴収時所得税減税控除済額 0円 控除外額 30,000円」が出力されます。

- [社員情報登録]メニューの[給与・単価]ページの課税区分「0：計算不要」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの外国人区分「1：外国人」
- [社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの居住者区分「0：居住者」

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

○印刷した際は、以下のように印字されます。

- ・ 年末調整による過不足税額欄に、各月の定額減税額（所得税）が「▲xxxxx円」と印字されます。
※年末調整による過不足税額欄は、用紙種類に「[5169]単票源泉徴収簿（横型）」「[5167]単票源泉徴収簿（横型）」「[5162]単票源泉徴収簿（横型）」「応用様式（税務署様式）」を選択した場合に印字されます。
- ・ 差引超過額又は不足額欄が超過の場合は、マイナス表記がなくなります。
- ・ 欄外に「年調減税額」「年調減税額控除後の年調所得税額」「控除外額」が印字されます。

[illegible]

[《 関連メニュー 》](#)
[\[年末調整\]](#)-[\[源泉徴収簿\]](#)-[\[源泉徴収簿\]メニュー](#)

[\[年末調整通知書\]メニュー](#)

また、欄外に「㊦-2 年調減税額」「㊦-3 年調減税額控除後の年調所得税額」「㊦-4 控除外額」が印字されます。

氏名 山田 一朗

[illegible]

- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整計算書]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]-[年末調整通知書]メニュー

住宅借入金の種類を「0：新築又は購入」「1：増改築等」「2：新築又は購入と増改築等」「3：その他（2以上）」から選択してください。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所
【税額控除情報】			
住宅借入金の種類			※1以上入力...
居住開始年月日			
取得対価の額			
家屋土地等の総面積		m ²	
居住用部分の面積		m ²	
居住用割合		%	
控除額適用区分			
特定取得区分			
住宅の区分等			
借入金等年末残高			
特定増設減借入残高			
住宅借入金等控除額			

また、[2以上...] ボタンをクリックして表示される[2以上の住宅借入金等特別控除]画面の「2以上の住宅控除」は削除され、過去年も含め表示されなくなります。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
住宅借入金の種類	YITS018	1	数字	0：新築又は購入 1：増改築等 2：新築又は購入と増改築等 3：その他（2以上）
2以上の住宅控除	—	—	—	過去年も含め、受入不可（削除）

光ディスクにより提出する給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書について、提出用データの摘要欄の文字数が65文字から300文字に変更され、当製品でも対応しました。

- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー

「簡易な扶養控除等申告書」では、前年に提出した扶養控除等申告書の内容に変更がない場合は、「前年から異動なし」と記載することで、詳細を記入する手間を省くことができます。ただし、当製品では申告書を配付する際に登録内容をもとに各情報を印字できるため、「前年から異動なし」と印字することはできません。当製品では、「簡易な扶養控除等申告書」としても利用できるように、申告書の二次元コードの印字位置を変更しました。

「年末調整」-「控除申告書」-「扶養控除等異動申告書」メニュー

《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年 8 月30日時点
銀行支店辞書	2024年 9 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 8 月19日時点
電子申告辞書	2024年 9 月24日時点

機能アップガイド

Ver.4.15



《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）に伴い、定額減税区分が追加	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

● 所得税の定額減税（月次減税事務）に伴い、定額減税区分が追加

2024年6月から、令和6年分所得税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

※『法定調書奉行』の[日常処理]-[給与賞与入力]メニューでは、定額減税額を計算することはできません。

上記に伴い、社員情報データに以下の項目が追加されました。

【社員情報データ】処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
定額減税区分	EFMM021	1	数字	0：対象外 1：対象

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点
電子申告辞書	2024年3月25日時点

機能アップガイド

Ver.4.14



 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年 1 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 1 月 4 日時点
電子申告辞書	2024年 1 月 4 日時点

機能アップガイド

Ver.4.13



目次

国税電子申告（e-Tax）の令和6年1月4日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和5年12月18日受付開始分に対応	2
特別徴収税額通知の受取方法の変更に対応	2
搭載辞書を更新	3

● 国税電子申告（e-Tax）の令和6年1月4日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

● 地方税電子申告（eLTAX）の令和5年12月18日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

● 特別徴収税額通知の受取方法の変更に対応

特別徴収税額通知の受取方法が、以下のように変更されます。

○納税義務者用（社員用）が、電子データ（正本）で受け取れるようになります。

令和5年度まで	令和6年度以降
①紙（正本）を郵送で受け取る	①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

注 意

○納税義務者用を電子データで受け取る場合は、社員に電子的に配付するための準備が必要です。

○社員ごとに受取方法を変更することはできません。

○特別徴収義務者用は、副本が廃止されます。

令和5年度まで	令和6年度以降
①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る ③紙（正本）を郵送で受け取り、 電子データ（副本）をeLTAXで受け取る	①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

上記に伴い、[給与支払報告書申告データ送信（作成）]メニューの[基本]ページに【特別徴収税額通知の受取方法】、受給者番号の指定、納入書の送付の項目が追加されます。

受取方法などを選択し、電子申告してください。

基本 電子申告先

【基本情報】
提出年月日 令和 5年 1月 31日 (金)
経年の支払利用 令和 5年 1月分から 12月分まで

【利用者ID情報】
納税者の利用者ID 9999999999
税理士の利用者ID 9999999999

【特別徴収経路通知の受取方法】
特別徴収経路通知の受取方法 ☒ 電子データ ☐ 書面
通知先e-Mail iyasada@bcs.co.jp

【受給者番号】
受給者番号の指定 社員番号

【納入書】
納入書の送付 ☐ 必要 ☒ 不要

操作ガイド
提出年月日
電子申告データを送信する日付を入力します。

受取方法を選択します。
「電子データ」を選択した場合は、市町村からの通知を受け取る通知先 e-Mail を入力します。

給与支払報告書（個人別明細書）の受給者番号欄に表示する項目を選択します。

納入書の送付が必要かを選択します。

F1 操作説明 F2 実行 F3 印刷 F4 前画面 F5 次画面 F12 閉じる

※今まで電子申告を実行した際に表示されていた[給与支払報告書申告データ送信（作成） - 受取方法指定等]画面は、表示されなくなります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年11月30日時点
銀行支店辞書	2023年12月 4 日時点
市町村辞書	2023年12月 4 日時点
電子申告辞書	2024年 1 月 4 日時点

機能アップガイド

Ver.4.12



《改正情報》	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	3
令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応	5
源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）の様式変更に対応	7
《機能追加》	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	7
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	8
住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞	8
退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能	9
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	9
搭載辞書を更新	9

《改正情報》

● 国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。
 30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。
 これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）

※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「0」が出力されます。
 ※[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで令和5年分以降の扶養控除等（異動）申告書を印刷した場合は、非居住者である親族欄の該当箇所にチェックが付きます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、令和5年以降の扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下のように変更されます。

【令和4年以前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【令和5年以降】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。

[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに [住民税に関する事項...] ボタンが表示されます。クリックすると[年末調整処理 - 住民税に関する事項]画面が開き、所得の見積額を入力できます。

※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。

上記で入力した内容は、[扶養控除等異動申告書]メニューの[住民税に関する事項]ページに表示され、扶養控除等異動申告書に印刷できます。

なお、令和5年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が出力されます。

○摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「（退）氏名」と所得の見積額等の情報

○5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「（退）個人番号」

※5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和4年度税制改正により、令和4年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下ようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年	5,000万円	0.7%	13年間
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円		
	上記以外（一般住宅）		3,000万円		
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	令和4年	3,000万円	0.7%	10年間
	上記以外（一般住宅）		2,000万円		

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。

変更前	変更後（居住開始年月日が令和4年以降）
控除額適用区分	控除額適用区分
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
—	住宅の区分等
—	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目についても変更・追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
控除額適用区分	YITS007	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」 「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
住宅の区分等	YITS016	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
2回目-控除額適用区分	YITS011	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」 「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
2回目-住宅の区分等	YITS017	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等

				09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
--	--	--	--	---

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）の様式変更に対応

[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿を印刷した場合に、各種控除額欄が印字されるようになりました。

なお、「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿は応用用紙に印刷しますので、奉行サプライに変更はありません。

◀ 関連メニュー ▶

- [年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

◀ 機能追加 ▶

● 所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に1人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることになります。

今までは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。

しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が控除を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別が付きませんでした。

したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。

所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

上記に伴い、汎用データの年末調整データの項目に選択肢が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 （「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を追加） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 前職の源泉徴収票データをダウンロード可能

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

● 住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能

＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』に『人事奉行』の連絡先を連携できるようになりました。[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで「『人事奉行』の連絡先を優先して連携する」にチェックを付け、連絡先種別に「5：住民票住所」を選択することで、連携できます。住民票住所が登録されていない社員の場合は、現住所が連携されます。

連携した社員が『年末調整申告書クラウド』で住所又は居所を変更して提出した場合は、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューでダウンロードすると現住所が更新されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● 退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能

給与支払者が収集した個人番号は、扶養控除等（異動）申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。なお、保存期限が経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

今回から、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニューの条件設定画面で「退職社員」にチェックを付けると、退職して7年経過した社員とその家族の個人番号も削除できるようになりました。また、個人番号を削除する社員の範囲を指定することもできます。

● [法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

- 【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名
- 【事務担当者情報】の内線

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年9月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月2日時点
市町村辞書	2023年10月2日時点
電子申告辞書	2023年9月19日時点

機能アップガイド

Ver.4.11



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2023年 4 月28日時点

銀行支店辞書

2023年 5 月 1 日時点

市町村辞書

2023年 5 月 1 日時点

電子申告辞書

2023年 3 月20日時点

機能アップガイド

Ver.4.10



《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更	4
源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）のタイトルの変更に対応	5
令和5年分 扶養控除等（異動）申告書の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	5
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	7
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「○」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「○」が付きます。

《 関連メニュー 》

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和2年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間3年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。令和3年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく3つの措置が追加されました。

○特例取得

特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を1年延長して令和3年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年11月30日までに契約

○特別特例取得

特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を2年延長して令和4年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40㎡～50㎡未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参 考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。

「特別特例取得」の場合は、床面積が50㎡以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「（特別）特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3：特例特別特例」が追加されました。

また、選択肢「1：特定取得」「2：特別特定取得」から「取得」を取りました。

（特別）特定取得区分（変更前）	特定取得区分（変更後）
0：非該当 1：特定 取得 2：特別特定 取得	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	（特定）	「1：特定」
特別特定取得 特例取得 特別特例取得	（特別特定）	「2：特別特定」
特例特別特例取得	（特例特別特例）	「3：特例特別特例」

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
（特別）特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目－（特別）特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例
2回目－特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例

参 考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分＋特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住（特特特）」が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、2枚から1枚に変更されました。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷する際に、1枚のサプライン紙に2名分印刷するようになりました。

奉行サプライン（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

○単票用紙（[6109] 単票源泉徴収票）

青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線で同じデザインとなりました。

また、1枚のサプライン紙に2名分印刷となるため、100枚から50枚に変更となりました。

○連続用紙（[6009] 源泉徴収票）

4枚複写から3枚複写に変更されます。

（2枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

- 源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）のタイトルの変更に対応

応用用紙（税務署様式）のタイトルが「給与所得・退職所得の源泉徴収簿」から「給与所得の源泉徴収簿」に変更されました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

● 令和5年分 扶養控除等（異動）申告書の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更され、令和5年分 扶養控除等（異動）申告書のレイアウトが変更されました。

[illegible]

令和４年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和５年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

【随時処理】-【年次更新】メニューを実行し、処理年を令和5年に更新すると、【社員情報登録】メニューの【家族・所得税】ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

また、上記に伴い、汎用データの社員情報データについても、令和5年以降に扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【変更後】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

《機能追加》-----

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。

『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

また、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューで給与所得の収入金額を入力した場合は、所得金額調整控除の提出区分の判定に加味されるようになりました。収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の提出区分は「0：なし」になります。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点
電子申告辞書	2022年9月20日時点

機能アップガイド

Ver.4.08



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年 3 月31日時点
銀行支店辞書	2022年 4 月 4 日時点
市町村辞書	2022年 4 月 4 日時点
電子申告辞書	2022年 3 月22日時点

機能アップガイド

Ver.4.07



《改正情報》-----

● 退職所得課税の改正に対応

令和4年以降に支払われる勤続年数が5年以下の役員でない社員の退職金（以下「短期退職手当等」）に対して、「短期退職手当等」の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について 2分の1 課税が廃止されます。

《 関連メニュー 》

[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー

● 国税電子申告（e-Tax）の令和4年1月4日受付開始分に対応

《 関連メニュー 》

[電子申告]メニュー

《機能追加》-----

● 地方税電子申告（eLTAX）のメッセージボックスにフォルダ分割機能を追加

メッセージボックスのメッセージを振り分けできるようになりました。
税目ごとに部門や担当者へメッセージを振り分ける場合に利用します。

詳細は、『操作説明（ヘルプ）』の「地方税メッセージボックスをフォルダで分けて管理する」をご参照ください。

《 関連メニュー 》

[電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年11月30日時点
銀行支店辞書	2021年12月6日時点
市町村辞書	2021年12月6日時点
電子申告辞書	2022年1月4日時点

機能アップガイド

Ver.4.06



目次

《改正情報》	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応	2
申告書の押印廃止に対応	2
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応	3
合計表の押印廃止に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応

「所得金額調整控除申告書」の特別障害者に該当する事実欄に、「扶養控除等申告書のとおり」が追加されました。

- [年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]画面に、「扶養控除等申告書のとおり」欄が追加されました。

特別障害者がいて、所得金額調整控除申告書の提出区分が「1：提出あり」の場合は、自動的に「○」が付きます。

- [基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページに、「所得金額調整控除情報を印字する」設定が追加されました。チェックを付けると、所得金額調整控除申告書の要件に「○」がある人の氏名が印字されます。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

- 申告書の押印廃止に対応

以下の申告書の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー

- 給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。

これに伴い、[給与支払報告書（総括表） - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。

また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。

印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

● 源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応

[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿を出力した場合に、以下の箇所が変更されました。

○扶養控除等の申告欄：「・寡婦・特別の寡婦」「・寡夫」→「・寡婦」「・ひとり親」

○欄外：「※所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載」→「所得金額調整控除の適用 有・無（※適用有の場合は⑩に記載）」

なお、「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿は応用用紙に印刷しますので、奉行サプライに変更はありません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

● 合計表の押印廃止に対応

以下の合計表の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。

○法定調書合計表

○配当等の支払調書合計表

○利子等の支払調書合計表

○非居住者の給与等の支払調書合計表

《 関連メニュー 》

・[支払調書1]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニュー

《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年9月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月4日時点
市町村辞書	2021年10月4日時点
電子申告辞書	2021年9月21日時点

機能アップガイド

Ver.4.03



● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年 1 月29日時点
銀行支店辞書	2021年 2 月 1 日時点
市町村辞書	2021年 1 月 4 日時点
電子申告辞書	2021年 1 月 4 日時点

機能アップガイド

Ver.4.02



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応	2
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応	3
「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応	4
源泉徴収票の新様式に対応	4
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	5
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	7
住宅借入金特別控除等の改正に対応	7
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	8
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	8
《機能追加》	
前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	9
搭載辞書を更新	9

《改正情報》

- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設により、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

The image displays a complex tax form titled '給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書' (Form for Basis Exemption, Spouse Exemption, and Income Adjustment Exemption). The form is organized into three main sections, each highlighted with a red box and a corresponding label:

- 給与所得者の基礎控除申告書** (Basis Exemption): This section includes a table for reporting income and deductions, with a red arrow pointing to the '基礎控除' (Basis Exemption) table.
- 給与所得者の配偶者控除等申告書** (Spouse Exemption): This section includes a table for reporting income and deductions, with a red arrow pointing to the '配偶者控除等' (Spouse Exemption) table.
- 所得金額調整控除申告書** (Income Adjustment Exemption): This section includes a table for reporting income and deductions, with a red arrow pointing to the '所得金額調整控除' (Income Adjustment Exemption) table.

The form also features a '基・配・所' (Basis, Spouse, Income) label in the top right corner, indicating the scope of the form. The tables contain various columns for income, deductions, and exemptions, with specific instructions for each section.

当システムでは、[配偶者控除等申告書]メニューのメニュー名が[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。

上記メニューで、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を作成できるようになりました。

※処理年が「令和2年」より前の場合は、[基礎／配偶者／所得金額調整控除]ページは表示されません。
[配偶者（特別）控除]ページになります。

また、印刷条件設定画面に[詳細設定]ページが追加され、「配偶者情報を印字する」チェックボックスが追加されました。配偶者がいる場合であっても配偶者控除等申告書に配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

▼例

所得者本人の合計所得金額によって配偶者控除または配偶者特別控除を受けられない場合は、配偶者情報を印字する必要はありません。配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

※[詳細設定]ページの追加に伴い、[基本設定]ページにあった「個人番号」「欄外」「印刷オプション」の設定が、[詳細設定]ページに移動しました。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー（『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合）

● 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応しました。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで新しい様式の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を作成できるようになりました。

● 「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応

生命保険料控除		地震・社会保険料等控除						
生活保障 介護医療 年金保障	保険会社等の名称	保険等の種類	期間	契約者の氏名	受取人の氏名	続柄	区分	支払保料(円)
	新保料(税込合計額)	円	旧保料科分算出控除額	円	算出控除額計	円		
	旧保料(税引合計額)	円	旧保料科分算出控除額	円	一般生命保険料分控除額	円		
	保険料(税引合計額)	円			介護医療保険料分控除額	円		
	新保料(税引合計額)	円						
	旧保料(税引合計額)	円	旧保料科分算出控除額	円	個人年金保険料分控除額	円		
					生命保険料(控除額)			

生命保険料控除の介護医療保険の記入欄が、2行から3行に増えました。

● 源泉徴収票の新様式に対応

4 / 9

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

The screenshot shows a tax calculation screen with various input fields and calculated amounts. Red boxes and arrows point to specific fields with the following explanations:

- 基礎控除額 (Basic Exemption Amount):** 「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。※基礎控除の適用がない場合は、0が表示されます。
- 所得金額調整控除額 (Income Amount Adjustment Exemption Amount):** 「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。
- 寡婦またはひとり親 (Single Mother or Single Parent):** 寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。摘要欄に表示されます。
- 元号 (Heisei Year):** 元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・[5169]単票源泉徴収簿（横型）
- ・[5168]単票源泉徴収簿（縦型）
- ・[5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注 意

以下の旧様式の奉行サプライには、印刷することはできません。

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、（特別）特定取得区分を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等		税額控除	中途入社
【税額控除情報】		2以上(国)...	
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日		
取得対価の額	0		
家屋土地等の総面積	m ²		
居住用部分の面積	m ²		
居住用割合	100.0 %		
控除額適用区分	0	現行特別控除	
〈特別〉特定取得区分	2	特別特定取得	
借入金等年末残高	0		
特定増改築借入残高	0		
住宅借入金等控除額	0		

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	—	—	—	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：該当
2回目—特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	5	数字	整数3桁 小数1桁
(特別) 特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目—(特別) 特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
- ・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。

※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

● 基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ(令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む)を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

《機能追加》



● 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点
電子申告辞書	2020年9月23日時点

機能アップガイド

Ver.4.01



目次

《改正情報》	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

- 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。
退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等		税額控除		中途入社		家族・所得税	
【家族情報】				配偶者の有無 0 配偶者なし			
No	フリガナ	性別	生年月日	死亡年月日	居住者区分	寡婦／ひとり親区分 0 対象外	
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分	障害者区分 0 対象外	
配偶		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者	勤労学生区分 0 対象外	
		00	0 対象外	0 控除対象外	0 対象外	未成年者区分 0 対象外	
子	氏名	0 男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0 居住者	災害者区分 0 対象外	
	性別	01 子	0 対象外	9 年少扶養	0 対象外	外国人区分 0 対象外	

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

所得控除等	税額控除	申請入社	家族・所得控	計算結果	転記元説明
【所得控除情報】			【基礎控除情報】		
一般主幹控除料	新	旧	基礎控除申告書の提出	1	あり
介護従事者控除料	新	旧	基礎控除額		400,000
個人年金控除料	新	旧	【配偶者控除情報】		
生計維持料控除額	新	旧	配偶者合計所得		0
地震保険料	新	旧	配偶者控除申告書の提出	1	あり
日本国債償還控除料	新	旧	本人控除対象配偶者	0	対象外
地震保険料控除額	新	旧	配偶者控除額		800,000
国民年金控除料	新	旧	配偶者特別控除額		0
社会連帯控除金計	新	旧	【所得金額調整控除情報】		
小規模共済掛金	新	旧	所得調整控除申告書の提出	0	なし
			所得金額調整控除額		0
			【税額計算情報】		
			課税区分	1	甲種
			年末調整区分	1	年課する
			年末調整方法	2	単独年課
			計算結果		
			区 分		金 額
			総科 / 加算		5,577,000
			減 算		821,500
			中込戻収入		0
			計		6,398,500
			<前年所得控除>		4,676,800
			所得金額調整控除額		0
			<課 税 額 税 金>		4,676,800
			社保保	給与控除分	512,412
			扶養等	申告控除分	0
			控除額	小規模共済掛金	0
			生計維持料控除額		0
			地震保険料控除額		0
			配偶者（特別）控除額		800,000
			扶養親属等控除額		1,590,000
			基礎控除額		400,000
			<前年控除合計額>		2,902,412
			< 課 税 総 合 所 得 >		1,714,000
			< 算出所得税額 >		85,700
					0
					85,700
					87,400
					-1,942,794

参 考

- ・ 基礎控除の額 〇〇円
※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
- ・ 所得金額調整控除額 〇〇円 家族の氏名
- ・ 寡婦またはひとり親

注意

3 / 4

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可
<調整控除後>	YCRI017	—	—	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCRI009	—	—	項目名の変更
基礎控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可

注 意

今回のプログラムから令和2年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

○年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名

○源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サブライ

○各種控除申告書

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点
電子申告辞書	2020年3月23日時点